（航空英語能力証明の有効期間）

第六十三条の五　（略）

２・３　（略）

４　国土交通大臣は、航空英語能力証明を有する者が、天災その他やむを得ない事由により、能力判定（航空英語に関する知識及び能力を有するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けることができないと認めるときは、当該航空英語能力証明の有効期間を、期間を定めて伸長することができる。

５・６　（略）

（指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定の申請）

第六十三条の六　指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　所属する操縦者、能力判定の対象となる者及び航空英語能力証明を有する者の数

四　（略）

２・３　（略）

（運航管理者の承認が必要な航空機）

第百六十六条の六　法第七十七条の国土交通省令で定める航空機は、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機及び最大離陸重量が九千八十キログラムを超える回転翼航空機（次に掲げる航空機を除く。）とする。

一・二　（略）

三　客席数が三十以下並びに運送することができる最大の旅客及び貨物の重量が三千四百キログラム以下であり、かつ、タービン発動機を装備した飛行機であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　航空運送事業者又はその代理人と旅客若しくは荷主又はそれらの代理人との交渉に基づき当該航行の出発地及び到着地並びに日時を決定する方法により運航するものであること。ただし、不特定多数の旅客又は貨物を同時に運送する目的で、旅客又は貨物の募集が行われるものを除く。

ロ　イに掲げる方法により行われる運航であつて、当該航行と同一の地点間において当該航空運送事業者が行う航行が三十日間に十五往復以下である運航又は三十日を超えて継続していない運航を行うものであること。

（運航管理施設等の検査）

第二百十一条　法第百二条第一項の規定により、運航管理施設等の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した施設検査申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（航空英語能力証明の有効期間）

第六十三条の五　（略）

２・３　（略）

（新設）

４・５　（略）

（指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定の申請）

第六十三条の六　指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　所属する操縦者、能力判定（航空英語に関する知識及び能力を有するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の対象となる者及び航空英語能力証明を有する者の数

四　（略）

２・３　（略）

（運航管理者の承認が必要な航空機）

第百六十六条の六　法第七十七条の国土交通省令で定める航空機は、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機及び最大離陸重量が九千八十キログラムを超える回転翼航空機（次に掲げる航空機を除く。）とする。

一・二　（略）

（新設）

（運航管理施設等の検査）

第二百十一条　法第百二条第一項の規定により、運航管理施設等の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した施設検査申請書を、検査を希望する日の十日前までに国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）